

(一) 月給ヲ受ケル者  
 月給 七二円以下者 月給 三円  
 " 七三円者 " 二円  
 " 七四円者 " 一円  
 (二) 日給ヲ受ケル者  
 日給 二円四十銭以下者 日給 十銭  
 " 二円四十一銭以上日給ニ円四十九銭近ノ者  
 現日給トニ円五十銭トノ差額  
 定期増給ノ期間計算ニ付テハ増給トイリノモノト看做ス

四 賞與

右ノ外左ノ区分ニ依ル額ヲ年ニ回賞與トシテ支給ス

(一) 月給ヲ受ケル者  
 月給 七二円以下者 月 九円  
 " 七三円者 " 九円  
 " 七四円者 " 九円  
 " 七五円以上九七円近ノ者 " 九円  
 " 九八円者 " 九円  
 " 九九円者 " 九円  
 (二) 日給ヲ受ケル者  
 " 九円者 " 九円  
 " 九円者 " 九円

二、四〇以下者	月	九〇	二、四四者	月	一、八〇
二、四一者	月	一、五〇	二、四五者	月	一、八〇
二、四二者	月	一、五〇	二、四六者	月	一、八〇
二、四三者	月	一、五〇	二、四七以上者	月	一、八〇
三、二〇者	月	一、九〇	三、二一者	月	一、九〇
三、二一者	月	一、九〇	三、二二者	月	一、九〇
三、二三以上者	月	一、九〇	三、二三者	月	一、九〇

三 吏員

イ 手当

三、二四者	月	二、八〇	三、二四者	月	二、九〇
三、二五者	月	二、五〇	三、二五者	月	二、九〇
三、二六者	月	二、五〇	三、二六者	月	二、九〇
三、二七者	月	二、五〇	三、二七者	月	二、九〇
三、二八者	月	二、五〇	三、二八者	月	二、九〇

ロ 賞與

月俸七四円以下者ニ対シ毎月四円宛手当ヲ支給ス  
 月俸七五円以上九九円迄ノ者ニ対シ月三円ノ割ニテ年ニ回賞與トシテ支給ス  
 四前各号ニ依ル給料額ハ僱員ニ付テハ四月三十日、雇員及吏員ニ付テハ五月三十一日現在(昇給前)ニ依ル

五 手当又ハ賞與ヲ受ケル者給料額(又ハ資格)ニ異動ヲ生シタルトキト虽モ尚従前ノ手当又ハ賞與額ニ依ル  
 但シ左ノ場合ニ於テハ又テ支給セズ

イ 月俸吏員 月俸九十九円ヲ超エテ増俸セラレタルトキ  
 月俸九十九円ヲ超エテ増給セラレタルトキ  
 八日給雇員及備員 日給三円三三銭ヲ超エテ増給セラレタルトキ  
 六 手当又ハ賞與ノ支給ヲ受ケル者一月十五日以上勤務ニ服セザルトキ八当月